

N

湖

法第52条第1項第6号の規定に基づき定める数値（容積率）	10分の40
法第53条第1項第6号の規定に基づき定める数値（建ぺい率）	10分の7
法第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める数値（隣地斜線）	2.5
法別表第3（に）欄の5の項の規定に基づき定める数値（道路斜線）	1.5



凡例	
区域界	

図名	第1項の表(9)の区域に係る区域図
区域名	米原町大字磯の一部および大字朝妻筑摩の一部
縮尺	1:2500